



令和〇年〇月〇日

南国市長 様

(登録希望者・空き家登録者)

〒xxx - xxxx

住所 高知県南国市大桶甲 2301

氏名 南国 太郎 (印)

(本人自筆の場合は押印不要)

電話番号 xxx-xxxx-xxxxx

Eメール nankoku@mail.com

私は、南国市空き家バンク実施要綱の内容を了承し、「2. 空き家の状況等に関する事項」に記載する空き家を空き家バンクに（新規・変更）登録することを申請します。

また、市長が、登録にあたって当該空き家の取扱いを希望する宅建業者の有無を調査するため、申請の内容を宅建業者に提供すること及び登録が完了した場合、当該空き家の情報（「2. 空き家の状況等に関する事項」の記載された事項並びに当該空き家の写真及び間取り図）について南国市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公開することに同意するとともに、当該空き家に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、南国市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

1. 空き家所有者又は空き家が所在する土地の所有者の同意に関する事項

【同意書】

私（達）は、上記の登録希望者又は空き家バンク登録者が「2. 空き家の状況等に関する事項」に記載する空き家について、空き家バンクに登録を申請すること及び空き家利用者に売却し、又は賃貸することについて同意します。

Table with columns for '住所' (Address) and '氏名' (Name). It lists two categories: '空き家所有者' (Vacant home owner) with address '南国市大桶甲 xxx' and name '南国 花子', and '土地所有者(相続人)' (Land owner/heir) with address '南国市大桶乙 xxx' and name '南国 次郎'. Each entry has a red circular stamp with the character '印' (Seal).

※共有物件である場合は、共有者全員から同意を得ること（変更登録申請の場合においても改めて同意を得ること）。

※空き家又は空き家が所在する土地を上記の登録希望者又は空き家バンク登録者が単独で所有している場合には記入を要しない。

- 添付書類 ①空き家所有者全員の住民票 ②登録希望者の南国市税の滞納のないことの証明書 ③空き家及び空き家が所在する土地に係る登記事項証明書 ④登録希望者の暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

2. 空き家の状況等に関する事項

Form titled '空き家の状況等に関する事項' (Vacant home status etc.). It contains multiple sections: '空き家の状況等について' (About vacant home status) with fields for location, construction period, structure, layout, area, utilities, and water/sewerage; '空き家の紹介内容等について' (About vacant home introduction content) with fields for sale/lease wishes, price, and repair costs; and a section for '相手方に対する要望や希望事項について' (Requests and wishes for the other party).

3. 空き家バンク登録後、空き家バンク利用者との間で空き家の売買又は賃借について合意があった場合における宅建業者の紹介に関する事項

Form titled '3. 空き家バンク登録後、空き家バンク利用者との間で空き家の売買又は賃借について合意があった場合における宅建業者の紹介に関する事項'. It includes a section for '宅建業者の紹介' (Real estate agent introduction) with a checkbox for '不要' (Not necessary) and a section for '登録希望者又は空き家バンク登録者が宅建業者を自ら指定する場合の業者名' (Name of agent specified by registrant) with fields for '所在地' (Address) and '名称' (Name).

※「あったか高知暮らし住宅支援システム」とは

南国市及び高知県、公益社団法人高知県地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会高知県本部が移住促進等のための空き家活用についての協定に基づき、売買・賃貸を希望する所有者が契約時の支援を必要とする場合に、宅建業者を紹介する制度です。なお、行政が特定の宅建業者を指定することはありませんので、どの業者が支援を担当するかは未定です。仲介手数料等は通常どおりに生じます。

※宅建業者の紹介が不要な場合において、申請時点で業者が決まっていなときは、申請後、業者が決まり次第速やかに市長に報告してください。

↑※ここには記載されておりませんが、固定資産税納税通知の写しまたは名寄帳兼課税台帳のどちらかのご提出も追加で必要になります。（パンフレットに窓口を記載しております。）